

2018年5月18日

〒945-0833

新潟県柏崎市若葉町2番22号

株式会社カシックス

(派 15-300186)

労働者派遣事業におけるマージン率について

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」施行に伴い、マージン率を公開することが義務付けられています。平成29年度のマージン率等は以下のとおりです。

1. 対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日

2. マージン率等

派遣労働者数	14人
派遣先の実数	4社
マージン率	36.3%
教育訓練に関する事項	技術実務研修等
派遣流金の1人あたりの平均額	24,344円（1日8時間あたり換算）
派遣労働者の賃金の平均額	15,512円（1日8時間あたり換算）

3. マージンに含まれる費用

- ・雇用主として負担すべき社会保険料、労働保険料等
- ・資格取得や技術教育、社外研修参加補助に充当した費用
- ・派遣労働者が取得する有給休暇等に充当した費用
- ・派遣労働者の福利厚生に充当した費用
- ・事務室賃貸料や広告宣伝費、通信費をはじめとする諸費用
- ・営業利益

以上